

# クルアーン学校を「コピペ」する

——世俗国家カメルーンにおける言説的伝統の社会的構成

平山 草太 \*

本論は、カメルーン的首都ヤウンデにおいて、イスラーム教育を「近代化」する実践が、いかなるものとして組織化されているのかを記述することを通じて、世俗国家体制の現実化する過程と、そのなかでイスラームの言説的伝統が社会的に構成されていくありようを明らかにする。西アフリカにおける、イスラーム教育の「近代化」に関する従来の研究では、「近代化」をそれが埋め込まれた社会的文脈との関連のもとで研究することが重要視されてきたが、他方で、その社会的文脈というのは研究者によって、当事者による実践の論理とは独立に想定されてきた。本論ではむしろ、社会的文脈の現実化を当事者による「近代化」実践の「ローカルな組織化」の内部に見出していく。具体的には、「近代化」実践の第1条件とされているアソシエーション設立の実践を検討し、そこでは設立に必要な書類が様々な機器を用いた複製(特に「コピペ」)によって、知人同士の間で作成・拡散されていることを明らかにする。それに加えて、「近代化」のために、すでに「近代的」とされる学校で用いられている教材類や文書類が、同じく機器を用いた複製によって既知のクルアーン学校同士の間で作成・拡散されていることを記述していく。そのうえで、こうした文書やモノのネットワークの「コピペ」を通じた組織化において／として、世俗国家体制を支える法規定という社会的文脈が現実化していることと、かつそのネットワークが日常的な知人同士のネットワークと二重化することによって、イスラーム教育の「近代化」という1つの言説的伝統が、社会的に構成されていることを指摘する。

クルアーン学校を「コピペ」する

## 目次

- I 序—問題の所在と本論の方法
  - 1. 問題の所在
  - 2. 問いの設定と研究の方法
- II 調査対象の概要
  - 1. マドラサ S
  - 2. N センター
- III 作成・複製・拡散①—定款テンプレート・ネットワークにおける／としてのアソシエーション作り
  - 1. 前提・観察した場面
  - 2. 具体的・実際的な手続きとしての「近代化」
  - 3. アソシエーション設立申請書類の作成—既存書類の改変と組み合わせ
  - 4. 小括—定款テンプレート・ネットワークにおける／としてのアソシエーション作りにおいて／として達成される「近代化」
- IV 作成・複製・拡散②—教材テンプレート・ネットワークにおける／としての学校改革
  - 1. クルアーン学校を変革する手続き—同一物品の画一的導入
  - 2. 成績ノートの作成・複製・拡散
  - 3. 成績ノートの使用方法とその画一性
  - 4. 成績ノートの実際の使用法—マドラサ S の事例
  - 5. 小括—教材のテンプレート・ネットワークにおける／としての学校改革において／として達成される「近代化」
- V 考察と結論—モノの複製と拡散という社会的文脈における／としての「近代化」
  - 1. 文書の「コピペ」ネットワークにおいて／として現実化する世俗国家体制
  - 2. 非表象的で収束的なネットワークにおける／としての「言説的伝統」の社会的構成
  - 3. 結び

## KeyWords

クルアーン学校  
近代化  
世俗国家  
言説的伝統  
イスラームの人類学

# I 序

## —— 問題の所在と本論の方法

### 1. 問題の所在

近年、西アフリカのイスラーム研究において、クルアーン学校をはじめとするイスラーム教育の制度、とりわけその「近代化」改革に注目が集まってきている。例えば、2016年に刊行された論集『アフリカにおけるイスラーム教育——書板と黒板』（Launay (ed.) 2016）では、西アフリカを対象とする9本全ての論文が何らかの形で「近代化」に言及しており、そのうちの5本が教育の「近代化」に多くの紙幅を割いている。また、2019年の*Islamic Africa*誌10号では、イスラーム教育の「近代化」改革を主題の1つとする特集が組まれた。イスラーム的言説とムスリムの再生産を担う場であるイスラーム教育と、それを「近代化」する改革は、西アフリカにおけるイスラームを語るうえで、無視することのできない研究対象になりつつあると言えるだろう。本論は、こうした近年の研究潮流を踏まえつつ、従来の研究とは異なるスケールにおいて「近代化」をとらえる視点を提示することによって、改めて「近代化」改革のあり方を左右する条件とはいかなるものかを考察する。

そもそも、西アフリカにおけるイスラーム教育の「近代化」と呼ばれてきた現象とはどのようなものであるのか。この主題を論じた代表的論者としては、ルイス・ブレンナーが挙げられる。なかでも2001年の著作『知識を支配する——西アフリカのムスリム社会における宗教、権力、学校教育』（Brenner 2001）は、この「近代化」を最初に理論化した研究として、必ず参照されているといっても過言ではない。彼の議論では、「伝統的」イスラーム教育から「近代的」イスラーム教育への変化は、近代教育的手法の導入としてのメデルサ（ないしフランコアラブ学校）設置推進の動きとされ、それは植民地支配に伴う世俗教育やカトリック教育の普及がもたらしたエピステーメーの変化に呼応するものとしてとらえられている。そして、「伝統的」エピステーメーは階層的・秘儀的であり、

「近代的」エピステーメーは普遍志向的で開かれた理性的なものであると、ブレンナーはまとめる。つまりブレンナーが見るところの「近代化」とは、このようなエピステーメーの変化に呼応して、ムスリムの知のあり方を根本から変革する動きであったということになる。

他方で、ブレンナー同様に西アフリカのイスラーム教育研究に大きな影響を及ぼした論者であるウェアは、『歩くクルアーン——西アフリカにおけるイスラーム教育、身体化された知、歴史』（Ware 2014）において、新たに「知識の身体性」という論点を提示した。ウェアのこの著作は、非常に長い歴史的射程のなかで、西アフリカの「伝統的」なイスラーム教育における、身体的訓練の重視という特徴を明らかにした労作であった。この著作の最も大きな意義の1つは、しばしば「人権侵害」といった汚名を外在的視点から負わされてきた「伝統的」イスラーム教育を、当事者の視点から、内在的に記述しなおしてみせたことにある。他方で、ウェアが見るところ、この「伝統的」なイスラーム教育を「近代化」する動きというのは、身体重視の方針を転換させ、知識を脱身体化・抽象化させるものであると定式化されている。

ブレンナーとウェアによる定式化は、相互補完的なものとして見る事ができる。つまり、「伝統的」イスラーム教育においては、階層的な個別の人間関係のなかで身体に刻み込まれるものとして知識がとらえられており、他方で「近代化」されたイスラーム教育においてはオープンな教師-生徒関係のもとで、脱身体的・普遍的に教授されるものとして知識がとらえられているというように、両者の議論はまとめられようだろう。さらにウェア独自の貢献として、上記の見解を固有の歴史性を帯びた当事者の内在的視点から導き出そうと試みたことも挙げておかなければならない。

彼らの定式化はきわめて大きな影響力を持っているが、徐々に批判が現れつつあることも事実である。例えばゼーゼマンは『歩くクルアーン』の書評論文のなかで、この著作の革新性を賞賛しつつも、ウェアによる「近代的」イスラーム教育の定式化が一面的に過ぎることを批判している（Seesemann 2015）。またノルテは、「近代的」イスラーム教育においても身体的知識は依然として重要でありつづけていることを述べ、ウェアの見解を批判している（Nolte 2019）。要するに、「伝統的」イスラーム教育の特徴を内在的に解き明かしたウェアであっても、「近代的」イスラーム教育につい

ては未だその分析が不十分であったということになる。とはいえ、両者が提示した「伝統」と「近代」の対比は、例外や逸脱事例を含みつつも、研究の出発点たるモデルとしては、未だに十分有効性を認められているように思われる。では、改めて「近代化」とはいかなるものかを問おうとする本論の試みは、これらのモデルに対してどういう位置づけになるのだろうか。

先述したノルテは、近年のイスラームの人類学における「日常生活 (everyday life)」への注目の高まり (Schielke and Debevec 2012) を参照することで、複雑かつ偶発的な「日常生活」という文脈に規定されるものとして、「近代化」とをたえなおす必要があることを主張している。このノルテによる提言を筆者なりに敷衍するならば、これまで知識のあるべき姿やイスラーム教育の政治的ポジションをめぐる抽象的な問題として論じられてきた「近代化」の問題を、日常を生きる人びとによって現実に達成される実践として、とらえなおすべきだという主張となる。したがって、可能性としてはどうとでもありうる具体的な行為やモノとしての「近代化」を、当事者の生きる「日常生活」という文脈のなかで規定されるものとして描き出す試みが始められつつある (例えば、Aliyu 2019)。

本論も、大まかにはこのノルテらの打ち出した方向性にしたがい、プレナーらのモデルをより具体化・緻密化していくための、事例研究の1つとして位置づけられる。しかし、本論がノルテらの研究と異なるのは、記述の前提となるスケールの取り方、そしてそれに伴う文脈のとらえ方である。ノルテらは、イスラーム教育の「近代化」を、「日常」という文脈によって(一方向的に) 規定されるものとして理解する必要性を主張するが (Nolte 2019: 19-20)、ここで「日常」というのは、比較的抽象度の高い諸要素のまとまりのこととして、実践そのものとは独立に想定されているようである。例えば、経済危機、都市化、公教育・カトリック教育の普及といった、マクロな社会の動向のことであり、なかでも世俗国家体制との共存関係というものが重要視されている。無論、こうした文脈のもとでイスラーム教育の「近代化」がいかに実現されるかを考える作業が、必要なものであることに異論はない。しかし筆者がこだわりたいのは、「近代化」するという実践の論理そのものと、その実践の文脈とを、ともに分かちがたく結びついたものとしてとらえたときに生じる問題意識、つまりその実践の論理における／としての文脈がいかなるものであるのかという問題意識である。

本論のもととなった問題意識の由来を理解してもらうために、フィールドにおける筆者の経験について少し述べておきたい。筆者は後述する「近代的」なクルアーン学校で調査をおこなっているが、そこで日常的に見かける光景というのは、常

に細かい作業に没頭している教師たちの姿である。例えば、行政に提出する文書を細かい体裁にこだわりながら作成する者、生徒の個人情報をデータベースに入力している者、保護者向けの授業料支払い督促通知に1つひとつログスタンプを押している者、Web上で収集したPDFをPC上で切り貼りして教科書らしい体裁を整えている者、等々である。彼らは皆、これら細かい作業によって構成される点をもって自身の学校の「近代性」を誇って憚らない者たちでもあり、したがって常に彼らと行動をともにする筆者も、こうした細かい作業を通じて学校を運営するようになること、これこそが「近代化」なのであるという理解を、彼らと共有するようになっていた。他方で、上記の先行研究を見ると、1つの完結したユニットとしての「近代的」学校が、当該社会においてどのような歴史的・政治的位置づけにあるのかといった、比較的スケールの大きな議論が繰り返されるばかりである。有り体に言えば、どうにも雲をつかむような話が繰り返されており、実際に当事者たちが直面しているきわめて具体的な手続きそのものには、関心が向けられていないという印象を受けた。自身のフィールド経験に照らし合わせたとき、当事者の視点から見て重要な実践上の課題は、学校が持つマクロな社会的・歴史的意義の追求というよりも、むしろ些末な学校運営に関する作業を特定の方法で組織化することなのではないか、という疑問が絶えずつきまとった。

要するに先行研究では、「近代化」実践そのものとその文脈とされるものが互いに乖離してしまっているという違和感が拭いきれなかったのである。実際、ウェアの『歩くクルアーン』が大きな影響力を持ったことからわかるように、「伝統的」なクルアーン学校ですら、その内在的視点から見た具体的な実践の論理というのは、近年に至るまでほとんど記述されてこなかったのである。誤解のないようにつけ加えておくと、マクロな社会的条件の影響を過度に重視することは現実をとらえそこねている、などと主張したいわけでは全くない。また、本論の事例が、なんらの社会的文脈も持たないということにもならない。なぜなら、例えば筆者が、「なぜ近代化する必要があるのか?」といった質問を「近代化」当事者に投げかけてインタビューをする、といった場面 (しばしば起こる) 等においては、「近代化」の細かい構成原理を述べるよりむしろ、「近代化」のマクロな社会的・歴史的意義を主張することが、当事者にとって切実な実践上の課題になりうるからだ。したがって本論は、場面によって当事者の課題は異なり、それに応じて文脈のスケールも変わりうるという問題こそが重要であり、かつ行為と文脈を切り離して考えるべきではないと考える。そのうえでこれまで顧みられてこなかったような、

「近代化」実践に内在するスケールのもとでは、「近代化」実践の論理=文脈とはいかなるものになりうるのかということを追求してみたい。

この試みの出発点となる有力なアイデアとして、アサドによる「言説的伝統 (discursive tradition)」に言及しておこう (Asad 1986)。アサドが述べるところによると、イスラームその1つに含まれる言説的伝統というのは、「言説的 (discursive)」な側面と、「身体化 (embodiment)」の側面とが分かちがたく結びついた伝統として考えられている (Asad 2015: 166-168, 2018: 95)。このことが含意するのは、イスラームの言説的伝統というものはすなわち、クルアーンに1つの源を持つ言説のもとで理解可能になる行為の集合であるということだ。さらに同時に、「身体化」の側面を強調することによって、行為の外部に存在し、行為のあり方を規定するようなものとして、言説的伝統をとらえることがないように釘を刺している。アサドは、ムスリムが言説的伝統から推論して行為するさまを描くことが、イスラームの人類学の課題であると述べているが (Asad 1986)、より具体的にアサドの提言を言い換えるなら、ムスリムが自他の行為を理解可能にしていく方法において／として現実化する言説的伝統を明らかにすることが、必要な作業だということになる<sup>1</sup>。文脈と実践を不可分なものとして理解するということは、この作業自体に自ずと織り込まれることになるのだが、それはいかにしてだろうか。このことを、次節にてエスノメソドロジーの考え方を援用しながら説明し、本論の問題設定と研究方法とを明確にしておこう。

## 2. 問いの設定と研究の方法

実践の方法 (論理) と文脈との相互の分かちがたい結びつきを前提に研究を進めるべきだという本論の主張は、エスノメソドロジー (以下、EM) の考え方を援用してなされたものである。EMとは、社会学者ハロルド・ガーフィンケルによって提唱された、社会学の1つの流派を指す言葉であると同時に、その探求対象であるところの、「人びとの方法論」すなわち実践の論理を指す言葉でもある (前田ほか (編) 2007: 4)。ここでその考え方の全貌を説明することは、筆者の能力を上回ることであるが、本論の理解のために必要な程度の説明

を加えておきたい。

まずは「ローカルな組織化」というEMの考え方についての説明から始めるのが良いだろう。リンチはEMにおける「ローカルな組織化」について、以下のように説明している。

ローカルな組織化 (あるいはローカルな産出) という用語は、エスノメソドロジーだけでなく社会科学や哲学における関連領域においても流通している。(中略) エスノメソドロジーにおいてローカルなという形容詞は、主観性、視点、特定の関心、限定された場所での小さな行為といったものとはほとんど関係ない。そうではなくそれは、なじみのある社会的対象物が構成される活動の多様な文法に言及しているのである。(中略) エスノメソドロジストは、社会的行為や相互行為が起こっている歴史・社会的「文脈」を否定はしない。むしろ彼らが主張しているのは、そうした文脈の特定化が関連性のローカルな構成に常に結びつけられているということである。(リンチ 2012: 148) (傍点は原文)

ここで「ローカルな組織化」という語によって表現されているのは、観察場面の時空間的局所性の強調ではなく、むしろ行為が固有の文法において／として実践に組織化される際の、その文法への関心である。重要なのは、この文法を通じてはじめて、ある実践が何らかの実践として特定可能になっているという考え方である。とはいえ、この文法というものを、行為に外在しそれを規制するものとしてとらえてはならない。例えば、理念的なものとして足し算の文法 (規則) がまずあり、それが人をして何らかの足し算の計算をさせている、というように。そのように想定することは、実践の参与者と外在的な文法 (規則) との間に内的関係、すなわち文法の解釈があると考えることになり、その結果その解釈のためのさらなる文法を必要とするという有名な無限後退に至るからである (戸田山 1994: 146-156)。むしろ、参与者は端的に文法にしたがっている。文法と行為は独立したものではなく、ただ文法にしたがう (あるいは違反する、無視する等) という行為があるだけなのだ (西阪 1997: 58-59)。

「ローカルな組織化」の強調は、「ローカル」という語が喚起するイメージと相まって、微細な事実の記述に拘泥する姿

1 「言説的伝統」をどうとらえるかという問題については、本特集の「序——西アフリカ・イスラーム研究の新展開」、「西アフリカ・イスラーム研究の新潮流——教団、思想、言説的伝統」、そして「言説的伝統と文字言語の社会的布置——20世紀半ばの仏領西アフリカにおけるボボ・ジュラソのメデルサ設立運動の断絶と連続」においても詳しく言及されている。「序——西アフリカ・イスラーム研究の新展開」における用語にしたがって整理すると、「言説としての言説的伝統」が、本論で述べた「言説的」側面に該当し、「言説的伝統の構成要素」が、本論の「身体化」の側面に関係していると言える。

勢を想起させてしまうかもしれない。しかし、記述の精密さは、実践に参与する者の理解の精密さによって決まるのであり、いたずらに細かい記述を追求すれば良いということにはならない。このことを理解するためには、様々な説明の仕方がある（例えば、前田ほか(編)(2007: 20-28, 258-260, 264-265))、1つには観察・分析のスケールという発想の導入が手助けになるかと思う。

先述したように、「近代化」というのは人びとの実践において／として達成されるものである。しかしこの「近代化」にまつわる実践がなされる場面は様々であり、その都度、関連する要素のスケールは異なってくる(文脈の特定化が関連性のローカルな構成に結びつけられている)。例えば、先に例として提示した、筆者によるインタビューのような場面では、「近代化」の当事者および筆者が、「近代化」することを、様々な他の学校の存在や、カメルーンの固有の政治的状況等と結びつけて理解することがしばしば起こる。このとき、実際にある学校を「近代化」する具体的な手続きの詳細等は、インタビューのつつがない進行のうへではほとんど関連性を持つことがない。むしろこの場合、「近代化」はカトリックの学校や公立学校との競合関係や、世俗国家においてムスリムが政治的に周縁化されている状況等、スケールが大きく抽象的な問題意識と結びついていることが多い。他方で、実際に、ある学校を「近代化」しようとしている人びとと士との会話場面(コンサルタント活動)等では、関連性を持つのはむしろ断片化された手続きの成否であって、マクロな社会的・政治的な状況ではない。このように、場面によって「近代化」を理解するための記述のスケールは変動するのであり、かつそのスケールを場面と独立に決定することはできないのである。

「ローカル」なスケールにおいて記述をなすという観点から見ると、基本的に前節で挙げたようなイスラーム教育の「近代化」に関する先行研究というのは、「近代化」の意義を説明するという「ローカル」な実践の組織化方法について様々な観点から明らかにしてきたと言いかえうるかもしれない。そしてこのとき、関連性を持つ文脈、つまり他の学校との競合関係や、ムスリムの政治的周縁化というマクロな状況は、まさにその「ローカル」な組織化の方法そのものに織り込まれていたと言えるだろう。他方で、本論が焦点化するの、実際に「近代化」を進めようとする場面において、「ローカル」に関連性を持つ文脈とはいかなるものか、という問いである。そしてこれらは、両立不可能な研究というよりは、「近代化」の理解をより豊かなものとするための、相互補完的な方法の違いであると言えるだろう。コボが述べるように、「近代」ないし「近代化」にまつわる当事者の語りを、西洋の支配と慣習の軛と

に同時に対抗するための「便利な言語的道具 (convenient linguistic tools)」(Kobo 2012: 24) と呼びうるかどうかについては依然議論の余地があるが、少なくとも調査対象の人びとが「近代」ないし「近代化」という概念を様々な場で用いることで、その都度何を可能にし、どのような文脈を作り出しているのかを考えることは、必要な作業であると筆者は考えている。

本論の目的をまとめると、実践に先行して外在し実践を規定する要因としての社会的文脈のア priori な特定化を放棄し、「近代化」を実現する実践の具体的構成過程という異なるスケールの着眼点を持つことで、いかなる「ローカル」な文脈が立ち現れてくるのかを検討すること、である。

具体的には、カメルーンの首都ヤウンデにあるコピー屋と、「近代的」クルアーン学校を中心に展開されている、イスラーム教育の「近代化」コンサルティングを分析の対象とする。結論を先取りすると、ここでの「近代化」とは、「アソシエーションの自由法」と許認可制度、そして様々な機器との関わりのなかで、複製物のネットワークを作り出すという行為の連鎖によって組織化される実践として記述されることになる。そして特定の文書群が織りなす非表象的なネットワークの広がり、現代カメルーンにおける世俗国家体制に具体的に対処しつつ、同時に知人間のネットワークと二重化して収束することで、ムスリムの再生産を担うクルアーン学校を「近代化」という概念において／として、1つの言説的伝統 (Asad 1986) が社会的に構成されていることを明示する。

なお本論は主に「近代化」改革の担い手である教師や運営関係者らの動向に焦点を絞り、彼らの「近代的」な学校づくりという作業を考察していく。教師-生徒間の相互行為である具体的な教示の現場を論じることは、もとより小論の持外である。クルアーン学校における教示場面の組織化については、例えばアイケルマン、デュプレ、ムーアらによる優れた研究があるが (Eickelman 1978; Dupret 2011: Ch. 1; Moore 2006, 2008, 2013)、これらを踏まえた「近代的」な教示の特徴についての考察は、別稿に譲ることとしたい。

## II 調査対象の概要

### 1. マドラサ S

本論が中心的な調査対象とするのは、ある「近代的 (moderne)」とされるクルアーン学校と、それと密接に関係するコピー屋である。まずは、この「近代的」クルアーン学校について概要を提示していく。

調査対象としたのは、カメルーン共和国の首都ヤウンデにおいて2011年に設立された、「マドラサ S (Madrasa S)」<sup>2</sup>と称するクルアーン学校である。運営者らによると、マドラサ S は開校以来、「近代的」なイスラーム教育をおこなうクルアーン学校だと自他ともに認められている。クルアーン学校とは、ムスリムの子弟たちが、イスラームの聖典クルアーンの読誦(暗記)を中心に、礼拝の仕方等の信仰行為の基礎や、預言者ムハンマドの言行や伝記を学ぶ学校のことである(Boyle 2004)<sup>3</sup>。カメルーンでは、フランス語で *École coranique*、ハウサ語で *Makaranta*、フルベ語で *Janngirde* と呼ばれている。マドラサ S の教育内容については後述するが、フランス語や数学等の世俗教育もあわせておこない、小学校卒業の国家資格取得を目指す、やはり「近代的」とされるフランコアラブ学校(ハウサ語で *Skurun Franco Arabe*、フランス語では *École Franco Arabe* 等)(Genest and Santerre 1974; Adama 1999)とは異なり、マドラサ S は現状ではあくまで私塾的なクルアーン学校であるとして(つまり *Makaranta* や *Janngirde* として)、関係者たちから呼び分けられている。しかし将来的には世俗教育のカリキュラムも導入したフランコアラブ学校への転身を図ることが漠然と構想されており、マドラサ S は過渡期的な状況にあると言えるだろう。

マドラサ S は、地方行政(ヤウンデ2区)から認可されたアソシエーションを、その運営母体としている。旧フランス領の西アフリカ各地で同様の事態が見られるように(中尾 2016)、公立学校の敷地を借りたり銀行口座を開設したりする等、公的に集団で活動する団体はみな、1991年公布の「カメルーンにおけるアソシエーションの自由法(La loi sur la liberté d'association au Cameroun、以下「自由法」)」<sup>4</sup>の規定のもと、行政から認可を受け、法人格を取得することが運営業務上不可欠となっている。なお、2017年までは、Association D というアソシエーションがマドラサ S の母体であったが、諸般の事情により、2018年からはマドラサ S の教師陣が新規に設立した、S Foundation というアソシエーションの傘下に入っている。

マドラサ S は、9月から5月までの毎週土曜日と日曜日に、ヤウンデ市内の公立学校(*École publique*)を借り切り、およ

そ5才から15才くらいまでの子どもたちを対象に、クルアーン読誦法等の授業をおこなっている。授業がおこなわれるのは、朝の8時から昼の12時半までであり、おおよそ10時から11時の間に、約1時間の休憩時間が設けられている。以下に、マドラサ S の概観を伝えるため、一日の流れから説明しておこう。

まず7時半くらいから、徐々に生徒が登校してくる。8時になると、生徒たちがそれぞれ教室に入室し、一応の授業開始となる。授業が軌道に乗るのは、9時近くのことである。そして10時になると、警備役(*Sécurité* と呼ばれる)がホイッスルを吹き、休憩時間の開始が周知される。休憩時間に、生徒と教師は少し早い昼食をとる。11時頃に休み時間が終わると、再度警備役の吹くホイッスルによって授業の再開が生徒に周知される。そして12時半になると、ふたたび警備役がホイッスルを吹き、授業終了が通達される。13時頃までには教師たちが学校の管理人に鍵を返却し、その日の活動は終了となる。

授業は、7レベル7クラス制となっており、それぞれに定められたカリキュラムにしたがって、担任の教師がおこなう。教師は全部で7名おり、それに加えて警備役が1名いる。警備役は、授業時間の管理、授業時間中に来訪する保護者等への対応、規則に違反した生徒への罰の実施<sup>5</sup>、等をおこなう。教師のなかには、S氏という教育関連の省庁に勤務する公務員がおり、カリキュラムの策定や教師への授業実施状況の聞き取り等、全般的な教務の管理は彼がおこなっている。また同じく教師のなかには、学校の技術的保守管理を担当するエンジニア A氏がおり、彼は生徒の登録台帳や教師用アプリケーションの作成・管理等をおこなっている。一方、生徒は全部で129名(2019年1月時点)おり、レベルが上がるにしたがって少なくなる傾向にあるが、1クラスあたり平均18名ほどに分かれている。授業内容は、クルアーン読誦・暗記、日常使用を目的としたアラビア語、フィクフ、アダブ、預言者伝(スィーラ)に分けられ、それぞれ別個の教科として時間割が組まれる。レベル分けは、主としてクルアーン暗記の進捗を基準に、年3回の定期試験の結果もあわせてなされている。レベル1や2の授業は主にフランス語でなされるが、レベル

2 カメルーンにおいては通常、「マドラサ」と言う場合(ないし「マダラサ」あるいはフランス語的に「メデルサ」なども含む)、クルアーン学校を修了した者に対してより高度な学問を教授する場合や、あるいはフランス語教育もあわせておこなう「フランコアラブ学校」を指す。しかし後述するように、「マドラサ S」の実態はむしろ、クルアーン学校に近いものであり、一般的な意味での「マドラサ」ではないことに留意する必要がある。

3 マドラサ S を除く、カメルーンのほとんどのクルアーン学校においては、クルアーン全てを暗記することはより発展的な目標とされ、一般の生徒たちは一部の暗記と読誦法の習得のみをもって修了となる(Santerre 1973: 31; Moore 2010: 213-214)。

4 Loi N° 90/053 du 19 Decembre 1990. 条文の詳細は Tchapnga (2013: 149-155)を参照。

5 クルアーン学校研究では、一般的に、生徒に対して教師がおこなう体罰の厳しさが指摘されてきた(Ware 2014)。マドラサ S で課される罰の内容は、クルアーン学校一般に広く見られる鞭や棒による殴打もあるが、無意味な行為(同じ場所を往復し続けるなど)の強制、遊び道具の破壊など、バリエーションに富む。

が上がるにつれて、授業でアラビア語が用いられるようになっていくため、アラビア語がある程度理解できないと、上のレベルの授業についていくことは難しいと思われる。授業の進度は、それぞれの教師が定められた形式の報告書に記入して S 氏に提出し、それを S 氏が読んだうえでコメントを記入し返却するというかたちで、一応の管理がなされている。

教師たちは、警備役と教師 C 氏を除き、全員大学卒業ないし大学在学中の学歴を持つ者たちである。設立メンバーで元教師の Y 氏がサウジアラビアの大学に留学中であること、そして公務員の S 氏がガウウンデレ大学のアラブ言語・文明学科卒業であることを除けば、他の教師たちは化学、英文学、経営学、ソフトウェア工学等、様々な学科の卒業・在学生である。クルアーン読誦を教えているとはいえ、全員がいわゆるハーフィズ(クルアーン全てを暗記したと認められた者)というわけではなく、教師 7 名中、ハーフィズは 4 名である。また公務員の S 氏以外は、定職に就いている者はおらず、マドラサ S の教師として得られる月給<sup>6</sup>を、収入源の一部としている。

## 2.N センター

本論のもう 1 つの調査対象は、「N センター (N Center)」と称するコピー屋である。ここでコピー屋というのは、フランス語で *secrétariat bureautique* と呼ばれ、ヤウンデを含めた都市に広く見られる、文書作成・印刷・複写等を業務とする店舗のことである。N センターは、マドラサ S の設立メンバーである人物 Y 氏を中心に、ヤウンデ市内の住居兼商業用ビルの一室を借りて、2017 年に開業した。留学中の Y 氏を除き、従業員は 3 名いるが(2018 年 12 月時点)、うち 1 名はマドラサ S の校長 M 氏、もう 1 名は先述のエンジニア A 氏である(残りの 1 名もマドラサ S の夏期講習時に警備役を務めていた)。このように、N センターとマドラサ S は密接に関係しており、マドラサ S の教師会議が N センターにて開かれることもしばしばである。

N センターの特筆すべき点は以下である。すなわち、開業時から徐々に一般的なコピー屋としての性格を弱めていき、主力事業をアラビア語や英語の語学講座、あるいはクルアーン読誦やメッカ巡礼の手続き等についての宗教講座、そしてクルアーン学校の「近代化(modernisation)」を支援するコンサルタント業務へと転換しつつあることである。とはいえ、

リースされている高価なレーザープリンタやオフィス用複合機、そしてデスクトップ PC 等は未だ N センターに残存しており、新規顧客の獲得には消極的でありながら、既知の友人、とりわけクルアーン学校運営者等の文書作成依頼については積極的に請け負っている。開業当初から、N センターの請け負う依頼は、たいてい知人の伝手で得た仕事であった。例えば、知人が大学に提出する学位論文の印刷・製本、あるいは知人の結婚式の招待状作成・印刷といった仕事である。そもそも、N センターは路上からその存在を確認しにくい、ビルの 2 階の角部屋に位置し、新規の顧客を獲得しづらい条件にあるため、開業時から現在のような業態になることは想定範囲内であったと思われる。

N センターの従業員には、「近代化」されたクルアーン学校である、マドラサ S の教師が含まれることは、先に述べた。彼らがおこなうクルアーン学校関係者に対するコンサルタント業務というのは、新たに「近代化」を望む既知のクルアーン学校教師に対して、「近代化」を進めるための手助けをおこない、その見返りとして若干の金銭を受け取るという業務である。具体的な手助けの内容を大まかに言えば、マドラサ S で用いられているスタンプ等の様々な道具や文書を、N センターの設備も含めた様々な機器を用いて複製し、それを「近代化」希望者に対して配布するといった内容である。いわば、マドラサ S のコピーを拡散する業務と言えよう。2017 年以來、N センターはすでに少なくとも 9 か所のクルアーン学校の「近代化」を実現している。

しかしこのような業態転換ゆえに、N センターの収入はわずかかつ不定期的であり、従業員の人件費は基本的に支払われていない。したがって、N センターを経営することは、生活のための収入を得るためというよりは、そこにある設備を使っての教育活動や他のクルアーン学校の手助けをおこなうための、ほぼ非営利の活動であると言えるだろう。

本論は、カメルーンにおけるイスラーム教育の「近代化」実践を記述するため、上記の 2 つの対象に注目する。というのも、すでに述べたとおり、この 2 つの場所においては、まさに 1 からクルアーン学校を「近代化」しようとする試みが、継続的に進行しているからである。具体的には、マドラサ S をモデルとして N センターにておこなわれている、クルアーン学校の新規「近代化」のためのコンサルタント業務に着目し、「近代化」実践がいかに組織化されるものであるのかを記述する。そのために筆者は、2016 年から 2018 年にかけて断続的に計 8

<sup>6</sup> 給料の額は、ある教師の場合で 1 ヶ月あたり 40000FCFA (約 8000 円)である。給料未払いも頻発するが、「伝統的」なクルアーン学校の教師の多くが、無給どころか赤字で学校を運営している状況があることを考えると、破格の待遇であるとは言える。

か月間、主にマドラサ S と N センターを拠点として、教師と従業員たちの活動に同行し、参与観察をおこなってきた。また、事例として扱う相談会の内容を明示するために翻訳を提示した会話断片は、その文字起こしにあたって、会話の当事者である M 氏の協力を得た。M 氏との共同作業において、文字起こしの精度を確保するとともに、相談会での会話の理解のために必要な情報を適宜収集した。

### Ⅲ 作成・複製・拡散①

#### —— 定款テンプレート・ネットワークにおける／としてのアソシエーション作り

#### 1. 前提・観察した場面

前章にて述べたように、マドラサ S はあるアソシエーションを運営母体としている。1990 年代の民主化の流れのなかで施行された「自由法」では、公的に活動する団体は国家ないし地方行政による認可を受けなければならないとされている<sup>7</sup>。後述するようにこの「自由法」の眼目の 1 つは、宗教団体の公的な活動を一部許容しつつ同時に国家の管理下に置くことである。したがってマドラサ S は、主として公立学校の敷地の利用許可を得るため、また終業式等の際に公的機関の所有するホールを借りる許可を得るため、そして銀行口座を開設するため等の理由から、アソシエーションを設立し、法人としての認可を受けて運営母体としている。

本章で検討するのは、N センターにおいて、マドラサ S の教師が他の「近代化」希望のクルアーン学校教師に対しておこなった、「近代化」に必要なことを説明する相談会の場面である。この相談会では、「近代化」の第 1 条件として、マドラサ S と同様にアソシエーションを設立して法人としての認可を得ることが挙げられていた。したがって本章の主たる目的は、世俗国家体制のもとでの「近代化」の前提となる、アソ

シエーション作りとはいかなる実践として遂行されているのかを、記述することである。

観察した相談会は、2018 年 9 月 30 日に、約 1 時間半にわたっておこなわれた。参加したのは、講師をつとめるマドラサ S 校長の M 氏、そして相談者である I 氏の 2 名であった。I 氏は、カメルーン西部の都市フンバンにおいて、クルアーン学校を運営しているクルアーン教師である。相談会の開催は、M 氏の教え子である I 氏の兄が、弟である I 氏の「近代化」希望を知って、M 氏を紹介したことによって実現した。なお、M 氏が日常的に使用するハウサ語とフルベ語を、I 氏は理解することができないため、相談会は全てフランス語によっておこなわれた。以下に提示するデータは、筆者が観察中に記したフィールドノートの記述、および撮影したビデオと録音音声に基づいている。

#### 2. 具体的・実際的な手続きとしての「近代化」

相談会は、最初に、M 氏が説明事項を項目ごとに白板上に列挙することから始まった。大きく 7 つに分けられた項目を、以下に列挙しておこう。それぞれの項目の下位項目については、表 1 を参照されたい。

表 1. 相談会の説明項目

①アソシエーションづくりとロゴづくり (Création d'une association + logo)	1. 定款 2. 内規 3. 議事録
②センター <sup>8</sup> の名前決め (Créer le nom du centre)	
③文書作成・管理 (documentation)	1. アソシエーションの (ロゴ) スタンプ 2. 領収書 (収入・支出別) 3. 生徒の登録用紙 4. 学校の内規・誓約書 5. 出席カード 6. 生徒の成績ノート
④センターの組織 (L'organisation du centre)	1. 会計係・経理係 2. 教師 3. 教育顧問
⑤教師用プログラム (Programme des enseignants)	1. 生徒の指導 2. 集団／個人の目標設定 (読誦と暗記)
⑥生徒の成績管理 (de suivi des élèves)	1. 学校用成績ノート 2. 家庭用成績ノート
⑦備品 (matériels)	1. 教師用の小机 2. 生徒用の座布団 3. ペン 4. スタンプ

7 Adama (2007) によると、この「自由法」のもと、1990 年代のカメルーンでは膨大な数のムスリム・アソシエーションが誕生した。国内のムスリムを管理することを当初の目的として 1963 年に設立された、国策アソシエーションである ACIC (Association culturelle islamique du Cameroun) を第 1 世代とすると、その後 ACIC とカメルーン人ムスリムの代弁者の地位をめぐって争ったいくつかの第 2 世代アソシエーション (Union islamique du Cameroun, 通称 UIC 等) が続き、そして 90 年代以降に激増したアソシエーション群が第 3 世代に位置づけられる (Adama 2007: 230)。カメルーンにおけるムスリム・アソシエーションの歴史的動向については、自身も当事者である Souleymane (2017) が全体的な見取り図を提供している。

8 ここで「センター」というのは、「近代化」されたクルアーン学校のことである。N センターが顧問をつとめた「近代的」クルアーン学校のほとんどは、「センター+著名なクルアーン読誦者ないし学者の名前」という形式の名称をつけられている。名づけの方針と方法についても、相談会にて詳しく説明されていたことから (著名なクルアーン読誦者や法学者の名前を含めるべき等)、N センターによる提案の結果、名づけの法則性が生じていると考えられる。筆者の把握する限りでは、「マドラサ S」に関連する「近代的」学校で、法学者の名を冠するものは存在していないが、今後名づけの方針にしたがってそうした学校が登場する可能性は大いに考えうる。クルアーン学校の多くは一般的に、慣習的な呼び名はあっても (教師の名や近隣の建物名等)、固有の学校名を持たないことが多いことを踏まえると、「近代化」の一要素としての名づけの傾向を調べることは、今後取り組むべき興味深い課題であると言える。

以上からわかるように、相談会での説明内容は、きわめて具体的で実地的な「近代化」の手續きであった。そしてその手續きは、このように分割し列挙することが可能なものもある。ここでは、その手續きによって体现されるべき、「近代化」の目的や効果といった、抽象的・理念的な内容は一切介在していない。そしてその具体的な手續きのなかで、第1番目に位置づけられているのが、「アソシエーション作り(とロゴ作り)」である。

「アソシエーション作り」の説明は、基本的に、アソシエーション設立に必要な書類、そしてその書類の作成方法と提出方法についての説明から構成されていた。「近代化」全体についての説明方法と同様に、ここでもきわめて具体的な手續きの説明が端的になされ、「なぜアソシエーションを作る必要があるのか」「アソシエーションを作ることでどういう良いことがあるのか」といった問いが介在することは一切なかったことを付記しておきたい。

講師のM氏によれば、アソシエーション設立に必要な書類は、定款(statut)・内規(règlement intérieur)・総会議事録(procès-verbal)(幹部メンバー表つき)の3種類<sup>9</sup>である。アソシエーション設立希望者は、まずこれらの書類を作成し、それを本拠を置く県(préfecture)の担当者に提出し、認可を待つことになる。そして認可が下りると、受領証(récépissé)が発行される。なお、「自由法」の当該条文には、特に上記の具体的手續きについての記述は存在しないため<sup>10</sup>、当然ながら設立にあたっては知識と経験を持つ者の協力が不可欠となる。また、円滑な認可取得のためには、行政側の担当者との知己もあったほうが望ましい。

さらに、重要なことは、S Foundationを含むNセンターが設立に関わったアソシエーションは全て、「文化的ないし社会的アソシエーション(Association culturelle ou sociale)」<sup>11</sup>ということになっており、「宗教的アソシエーション(Association religieux)」<sup>12</sup>ではない、ということである。こ

の違いがどういう意味を持っているのかというと、後者のカテゴリーに属する場合、「自由法」の規定上(第22条から第31条)、設立時に大統領令による認可が必要となり、また財政面等での政府の監視が厳しくなるため、申請・認可取得・運営が容易でないということがある(Tchapnga 2013: 75-76)。事実上、クルアーン学校の運営を主たる活動目的とするアソシエーションは、十分に宗教的であるように思われるが<sup>12</sup>、認可と運営の便宜上、定款にはあくまで社会発展・文化普及のためのアソシエーションであることを明記することで、「宗教的アソシエーション」というカテゴリーに含まれることを回避しているのである<sup>13</sup>。

具体例として、S Foundationの定款の序文に記された、設立目的を引用しておきたい。

「私たちは…(中略)…社会的貧困にあえぐ人びとの教育、保健、基礎的な社会サービスへのアクセス困難を考慮し、またカメルーンにおける公平でバランスのとれた社会発展の必要性を考慮し、そして絶えざる相互扶助の文化と、我々それぞれ全員の輝きのための速やかなる措置に向けた国民の団結を推進することに関心を持って、アソシエーションの結成を決定した」<sup>14</sup>

この序文だけでは、実に玉虫色の表現であるがゆえに、具体的に何を目標に何をするつもりであるのかは、全くわからないようになっていいる。もう少し具体的な目的を書いた定款第2条に唯一「ムスリムの青少年(la jeunesse musulmane)」という表現が出てくるのだが、それも彼らに宗教教育を施すというよりは、「民族的・文化的混淆状況にある環境(un environnement au brassage ethnique et culturel)」での共生を学ばせるという体制迎合的な目的の説明に現れるのみである。こうすることで、明確に「宗教的」な目的を持つアソシエーションであると認められることを回避している。「自

9 Afriland First Bankのアソシエーション向け口座開設要件を見ると、同じく定款・内規・議事録の3種の書類の提出が求められていることがわかる。このことから、M氏の解説がアソシエーション全体に普遍的に適合するものであることが傍証されている。(https://www.afrilandfirstbank.com/index.php/fr/les-institutions) (2019年9月28日閲覧)

10 申告型アソシエーション(県レベルで認可されるアソシエーション)の結成に関わる「自由法」第2章第1節に、設立申請に際して2部の定款の提出が必要な旨が記されているが、それ以上の具体的な指示は見られない。

11 これはM氏らの説明に現れた言葉であり、法律上の正式なカテゴリーではない。「自由法」第5条に現れる表現になおせば、「社会文化的目的のためのアソシエーション(les associations de fait d'intérêt socio-culturel)」となる。

12 なお「自由法」第22条における定義では、「神に敬意を払うことを使命とするあらゆる個人および法人の団体、または宗教的教義に従う共同体として生活する人びとの団体」が宗教的アソシエーションとして認められる。フランコアラブ学校の運営を主たる活動とするACICの定款を見ると、ACICは「宗教的アソシエーション」の1つとして大統領令(le Décret N° 88/319 du 07 Mars 1988)によって認可されていることがわかる。

13 宗教的アソシエーションであることを回避しているために、ワクフ設定ができなくなることによる、財源の問題が生じる可能性を考慮する向きもあるかもしれない。しかし、一般にサハラ以南アフリカにおいては、エチオピアと東アフリカ沿岸地域を除いて、そもそもワクフという制度そのものが確立されてこなかったことが知られている(Christelow 2000: 378)。

14 S Foundationの定款序文による。なおこの序文は、後述する定款対照表(表2)におけるAssociation AとBとNの定款序文とはほぼ完全な「コピー」の関係にある。

由法」は、宗教団体の公的活動を部分的に許容しつつ、同時に厳しい管理下に置くための、世俗国家カメルーンの対宗教管理政策の根幹をなす法律であるが(Momo 1999; Fombad 2013)<sup>15</sup>、上記のような定款の作成方法によって、対宗教政策と「近代化」するクルアーン学校の法人化との競合関係が、巧妙に回避されていると言えるだろう。

さらに、某県庁のアソシエーション許認可担当の役人に聞き取りをおこなったところ、基本的に認可の基準に関することは述べたくないとして断ったうえで、いくつかの情報を提供してくれた。その情報によると、彼の管轄範囲では、年間に約100前後のアソシエーションが認可されるが、設立申請自体は数え切れないほどされており、かつそれらは諸般の体裁上の不備<sup>16</sup>を抱えているがゆえに放置されているという。

このように、アソシエーション設立の手続きには、必要書類の情報、書類作成の方法、書類の不備の種類、提出にあたっての注意や必要な人脈等、様々な知識が必要不可欠である一方、その設立目的の真正さや申請カテゴリーの正当性はさほど要求されていない。したがって何の知識も経験もない者が、申請を独力で遂行することはきわめて困難であり、また独自の方針で生真面目に申請書類を作成することにそれほどの意義を見出しえないのである。

結局、I氏はM氏による一連の説明を受けたのち、独力で手続きをおこなうことを諦め、Nセンターに対してアソシエーション設立手続きの代行を依頼することになった。よってI氏のためにNセンターは書類の作成に取りかかることになるのだが、果たしてNセンターはどのようにして書類を作っているのだろうか。以下では、定款を例にとり、書類の作成方法について詳細に検討していくことにしたい。

### 3. アソシエーション設立申請書類の作成

#### —— 既存書類の改変と組み合わせ

単なるコピー屋に過ぎないNセンターには、行政書士や弁護士のような専門家は所属していない。しかしNセンターは、I氏の例に限らず、様々な「近代化」希望のクルアーン学校教師の依頼を受けて、アソシエーション設立申請書類を作成してきた<sup>17</sup>。ではそれはどのようにして可能になっているのだ

ろうか。

第1に必要な手続きは、当然ながら、Web検索である。現代日本において、何をするにしても、Web検索から始めるのは珍しくないことだが、カメルーンにおいても事情は変わらない。Web検索によって、必要な書類が何であるかということについて最低限の情報を得る。しかるのち、すでに類似アソシエーションの設立経験のある知人に依頼し、必要書類の実物を入手する。これら書類の実物は、Web検索では入手困難だからである。必要書類の実物は、いわば設立申請の技術そのものであり、したがって信頼できる知人間で共有されることはあっても、Webに安易に放流されることは少ない。そして、入手した実物を参考に、コンピュータ上で自身のアソシエーションの書類を作成するという手順になっている。

ここで、NセンターのエンジニアA氏が、S Foundationの定款を作成した際に参照した、知人のアソシエーションの定款2種類(Association A, B)、S Foundation自身の定款、そしてNセンターが作成したアソシエーション(Association N)の定款をもとに、筆者が作成した定款対照表(表2)を見てみよう。

この表からわかることの第1に、S FoundationとAssociation Aの定款が、わずかな章立ての違いを除いてほぼ同じ内容と構成になっているということが挙げられる。実際の文面を紹介することができないのは残念だが、内容と構成だけでなく、文章の構文や表現のレベルでほぼ一致していることもわかる。さらに、紙上での文字の配置や、使用されているフォントも類似している。

さらに第2に、S Foundationの定款とAssociation Nの定款には、条番号(第6条から第16条)における混乱が見られることも指摘できる。そしてこの混乱している箇所の一部(第8条から第16条)が、誤植も含めて、Association Aの条番号および条タイトルと完全に一致している。

ただし第3に、S Foundationの定款およびAssociation Nの定款と、Association Aの定款との間で、部や章のタイトルが異なっている箇所については、Association Bの部・章タイトルからの借用と見られる部分がある。

第4には、一部の欠落を除いて、基本的な構成・順序は全ての定款においてほぼ共通していることがわかる。

そして第5には、Association NとS Foundationの定款

15 ドイツによる植民地化から現在に至るまでのカメルーンにおける、ムスリムと国家の対立・宥和関係の変遷については、Adama (2005)が詳しい。

16 具体的な不備の内容や基準は明かすことができないとのことだった。しかし大まかな不備の種類を挙げると、例えば「部族主義(tribalisme)」を想起させるような表現の使用は、たとえ表面的であったとしても却下されるリスクを高めるようだ。なお、信仰に基づく活動範囲の限定については、特段問題視されている様子はなかった(ボコ・ハラムとの関連を疑われる場合を除く)。

17 本論執筆時点で、筆者が申請書類の実物を確認できているものに限っても、S Foundationに加えて、3つのアソシエーションの申請書類をNセンターが作成していた。

表2.定款対照表(S Foundationを基準に同一内容の条項を並列させた表)

S Foundation	Association N	Association A	Association B
Préambule	Préambule	Préambule	Préambule
Titre I: Dispositions Générales	Titre I: Dispositions Générales		
Ch. 1: De la création, de la dénomination, des objectifs, de la devise, de la durée et du siège	Ch. 1: De la création, de la dénomination, des objectifs, de la devise, de la durée et du siège	Ch. I: Dénomination-Objectif -Adhésion	Titre I: De la constitution
Art. 1: Création et Dénomination	Art. 1: Création et Dénomination	Art. 1: Création et Dénomination	Art. 1: Dispositions générales, Art. 2: Dénomination
Art. 2: Des objectifs	Art. 2: Des objectifs	Art. 2: Des objectifs	Art. 6: Objectifs
Art. 3: De la devise	Art. 3: De la devise	Art. 3: De la devise	
Art. 4: De la durée, siège et assemblée générale	Art. 4: De la durée, siège et assemblée générale	Art. 4: De la durée	Art. 3: Siège social, Art. 4: Durée
Ch. 2: De l'acquisition et de la perte de la qualité de membre	Ch. 2: De l'acquisition et de la perte de la qualité de membre		Titre II: Condition d'adhésion/d'exclusion-composition
Art. 5: De l'acquisition de la qualité de membre	Art. 5: De l'acquisition de la qualité de membre	Art. 5: De l'acquisition de la qualité de membre	Art. 7: Conditions d'adhésion
Art. 6: De la perte de la qualité de membre	Art. 6: De la perte de la qualité de membre		Art. 8: Condition d'exclusion, Art. 12: Perte de statut de membre
Titre II: (無名)	Titre II: (無名)	Ch. II: Fonctionnement	Titre IV: De l'organisation et du fonctionnement
Ch. 1: De l'organisation	Ch. 1: De l'organisation		
Art. 6: Le bureau de l'association	Art. 6: Le bureau de l'association	Art. 6: Le bureau de l'association, Art. 7: Le cycle du bureau	Art. 13: Des organes, L'assemblée Générale, Art. 14: Bureau Exécutif
Art. 8: Les postes des membres du bureau	Art. 8: Les postes des membres du bureau	Art. 8: Les postes des membres du bureau	
Art. 9: Les rôles du président et rapporteur dans l'assemblée générale	Art. 9: Les rôles du président et rapporteur dans l'assemblée générale	Art. 9: Les rôles du président et rapporteur dans l'assemblée générale	
Art. 10: Le programme de l'assemblée générale	Art. 10: Le programme de l'assemblée générale	Art. 10: Le programme de l'assemblée générale	
Art. 11: Le changement de la date de l'assemblée générale	Art. 11: Le changement de la date de l'assemblée générale	Art. 11: Le changement de la date de l'assemblée générale	
Art. 12: Le changement des membres de l'assemblée générale	Art. 12: Le changement des membres de l'assemblée générale	Art. 12: Le changement des membres de l'assemblée générale	
Ch. 3: Du fonctionnement	Ch. 3: Du fonctionnement		
Art. 13: La cotisation mensuelle (tontine)	Art. 13: La cotisation mensuelle (tontine)	Art. 13: La cotisation mensuelle (tontine)	Art. 16: Des ressources
Art. 14: Le montant de la cotisation	Art. 14: Le montant de la cotisation	Art. 14: Le montant de la cotisation	
Art. 15: La contribution à la réception	Art. 15: La contribution à la réception	Art. 15: La contribution à la réception	
Art. 16: L'épargne	Art. 16: L'épargne	Art. 16: L'épargne	
Art. 19: Les prêts	Art. 19: Les prêts	Art. 19: Les prêt	
Art. 20: Le remboursement des prêt	Art. 20: Le remboursement des prêt	Art. 20: Le remboursement des prêt	
Art. 21: Le moment des prêt	Art. 21: Le moment des prêt	Art. 21: Le moment des prêt	
Art. 22: Détention de l'argent issu des pénalités	Art. 22: Détention de l'argent issu des pénalités	Art. 22: Détention de l'argent issu des pénalités	
Art. 23: Présentation de la situation de la caisse	Art. 23: Présentation de la situation de la caisse	Art. 23: Présentation de la situation de la caisse	
Art. 24: L'utilisation de l'argent issu des pénalités	Art. 24: L'utilisation de l'argent issu des pénalités	Art. 24: L'utilisation de l'argent issu des pénalités	
Art. 25: La procédure pour le secours des membre	Art. 25: La procédure pour le secours des membre	Art. 25: La procédure pour le secours des membre	
Art. 26: La SAF crée besoin se fait sentir des centres médicaux, des écoles...	Art. 26: La AN crée besoin se fait sentir des centres médicaux, des écoles...		
Art. 27: La gestion de ces centres	Art. 27: La gestion de ces centres		
Art. 28: Le comité en charge de la gestion	Art. 28: Le comité en charge de la gestion		

表2の続き

S Foundation	Association N	Association A	Association B
Ch. 4: Discipline et sanctions	Ch. 4: Discipline et sanctions	Ch. III: Discipline et sanctions	
Art. 29: Les types de la violation	Art. 29: Les types de la violation	Art. 26: Les types de la violation	
Art. 30: Les sanctions	Art. 30: Les sanctions	Art. 27: Les sanctions	
Art. 31: Les pénalités	Art. 31: Les pénalités	Art. 28: Les pénalités	
Art. 32: Les pénalités en argents	Art. 32: Les pénalités en argents	Art. 29: Les pénalités en argents	
Art. 33: La définition des pénalités	Art. 33: La définition des pénalités	Art. 30: Le définition des pénalités	
Art. 34: Les résolutions des pénalités	Art. 34: Les résolutions des pénalités	Art. 31: Les résolutions des pénalités	
Art. 35: L'absence des membres	Art. 35: L'absence des membres	Art. 32: L'absence des membres	
Ch. 5: Dispositions finales	Ch. 5: Dispositions finales	Ch. IV: Dispositions finales	Titre V: Dispositions Diverses
Art. 36: Le droit d'organiser la manifestation	Art. 36: Le droit d'organiser la manifestation	Art. 33: Le droit d'organiser la manifestation	
Art. 37: La modification des statuts	Art. 37: La modification des statuts	Art. 34: La modification des statuts	Art. 18: La Modification des status
Art. 38: La procédure de la modification des statuts	Art. 38: La procédure de la modification des statuts	Art. 35: La procédure de la modification des statuts	
Art. 39: Le respect des statuts	Art. 39: Le respect des statuts	Art. 36: Le respect des statuts	
		(S Foundation定款に類似条項なし)	(S Foundation定款に類似条項なし)
		Art. 17: La réception du bénéficiaire	Art. 5: Ressort territorial
		Art. 18: Remboursement de l'épargne	Art. 9: Composition
			Art. 10: Droits des membres
			Art. 11: Obligations des membres
			Art. 17: Dissolution

は、内容・構成ともに完全に一致している。これは、実際の文面の構文や表現のレベルにおいても、誤植の箇所についても、完全に一致している。

以上の事実からわかることをまとめる。まず、条番号の混乱や誤植の一致等から、S Foundation の定款は、Association A の定款をほとんど丸ごとコンピュータ上で「コピー(コピー&ペースト)」することによって作成されていることがわかる。ただし、一部の独自項目(第24条から第26条)や章立ての変更、他のアソシエーションの定款からの借用も存在している。そして時系列を考えると、Association N の定款は、Association A から「コピー」された S Foundation の定款を、内容や誤植の確認もせずにそのまま再度完全に「コピー」することで作成されている。

こうしてみると、Association N の定款は、各種の定款からの「コピー」の積み重ねによって作成されていると言える。残念ながら本論執筆時点で、Association N および S Foundation 以外のアソシエーションの定款については、その流用・被流用関係は不明であり、またここに挙げた以外の定款が流用されている可能性もきわめて高いため、流用・被流用関係の全貌を明らかにすることは不可能に近い。しかし、そもそもアソシエーション認可の手続きが持つ性質や、これらの定款の内容・構成がほぼ一致していること等から、あらゆる定款が流用・被流用関係のネットワークにおけるノードとして存在していると考えられることは、蓋然性の高い推測であると言えよう。したがって Association N の定款は、あくまでこのノード以外の何物でもありえず、定款内部に設立者独自の理念や目的が反映される余地は一切無いのである。

そもそも定款という文書は、団体の活動目的を宣言する重要な文書でありながら、大幅な逸脱を伴う記述を許すような性質を持っていない。記載が要求される項目が共通していることと、不備として認識されてしまうために記載をしてはならない「地雷」があることから、1 から作るよりはむしろ、複製していくことの方が作成の際に非常に有効なのである。そしてその定款の元々有する性質に加え、コンピュータやスキャナ、インターネット回線が介在することによって、項目の複製にとどまらず、誤植を含む内容の完全な「コピー」という方法が現れているのである。

#### 4. 小括——定款テンプレート・ネットワークにおける／としてのアソシエーション作りにおいて／として達成される「近代化」

本章では、相談会における第1の説明事項としてのアソシエーション作りが、具体的にいかなる作業であるのかを検討してきた。その結果わかったのは、つつがなく認可を達成するために、アソシエーション作りは多くの知識と経験がなければ不可能な実践だということである。そして何よりも必要なのは、要求される書類の種類を知りそれを用意することであり、そしてそれらの書類はコンピュータ上でなされる複製と組み合わせによって作成されている。いわば、クルアーン学校の「近代化」改革というのは、その第1段階であるアソシエーション作りにおいて、コンピュータによる複製と組み合わせ作業において／として構成されていると言える。

定款同士の流用・非流用ネットワークは、他方で、日常生活における知人間の私的な関係と重なり合う。そもそも、I氏がM氏のもとにやって来たのも、クルアーン学校における師弟関係、そして親族関係によって実現したことであった。Nセンターは、ポスター・看板・Webサイト等による広告を全くおこなっておらず、したがってNセンターによる「近代化」の支援を受けることは、従業員との個人的なつながりが無ければ不可能である。さらに、複製元となる定款の実物の入手は、Web検索だけでは困難であり、信頼できる知人同士の関係に頼らなければならない。

また、定款同士が取り結ぶ流用・非流用関係の広がり、互いを互いのテンプレートとして成立させるような相互反映的なネットワークになっている可能性があることも指摘した。そしてその結果、各々の定款は、テンプレート・ネットワークのノードとしてのみ、存立可能になっているように推測される。このネットワークを取り結ぶのは、知人関係とコンピュータ上の操作であり、ネットワーク全体として志向されているのは、行政による認可の取得である。したがって各々のノードは、あくまで他のノードとの結びつきと行政による認可に対する志向性のみによって組織化されており、この志向性から逃れる、各ノード独自の理念や目的といったものは、一切の有意性を持ちえていないのである。逆に、認可に対する志向性のもとでは、自身のアソシエーションが実際には宗教教育を目的とするものでありながら、書類上に玉虫色の「文化的・社会的」目的を「コピー」して掲げることには、何らの抵抗も起こっていないように思われる。

さらに、相互反映的ネットワークのノードである定款は、非表象的な存在であるということも指摘できるだろう。あくまで、定款の定款たる理由は、ネットワークの構成的一部であるという一点のみによっており、したがって、定款はその作成者が持つ何らかの抽象的な理念や「近代化」の大義といったものを表象する存在にはなっていない。定款はそれが定款で

ある限り、他の定款の複製物であるしかなく、何らかの目的や理念が法制度のなかで定款のかたちをとっている、と考えるのはこの場合誤りであると言える。

## IV 作成・複製・拡散②

### —— 教材テンプレート・ネット ワークにおける／としての 学校改革

#### 1. クルアーン学校を変革する 手続き

##### —— 同一物品の画一的導入

表1からわかるように、相談会では、「近代化」のために導入すべき物品のリストや、その使い方についての細かい指導もおこなわれていた。最初に、相談会でなされた以下のやりとりを見てみよう。

M: では次に、私たちには何が必要でしょうか? それは出席カードです。これは使っていますか?

I: はい。

M: はい、出席カード…これは月ごとになるでしょう。1か月に1つの(出席)カード、使い終わったらそれは保管し、また新しいカードを使います。つまり、10か月の間学習するなら10枚の出席カードを使うということです。

M: 私たちはただ記入するだけです…(例えば)ムーサ! と呼びます。もし彼が出席していたら、それを確認します。もし彼が欠席だったら、バツ印を書きます。あるいは、もし彼が出席していたら P と書き、もし彼が欠席なら A と書きます。

(丸括弧内は筆者による補足)

このやりとりにおいて、聞き手のI氏は、講師のM氏による、出席カードを使っているか否かという質問に対して、「はい」と応答している。しかし、講師のM氏は、自ら質問を投げかけておきながら、I氏の応答に対して評価をおこなうことなく、出席カードの使い方の説明へと移行している。

以上の会話断片が端的に示しているように、この相談会では一貫して、I氏の運営するクルアーン学校の現状がどのようなものであるかについて、M氏が関心を示すことは希で

あり、基本的にM氏による「近代的」クルアーン学校のあるべき姿についての具体的な説明に終始した。すなわち、出席カードや成績ノートといった特定の物品を、M氏が指定する形式と方法、つまりマドラサSにおいて導入されている形式と方法のもとで運用することが、I氏に対して終始求められていたということである。

つまり、この相談会における「近代化」とは、きわめて具体的な手続きそのものであるがゆえに、既存の状況に応じて適宜改変を加えられつつ柔軟に遂行することが可能であるような融通無碍さを持つとは想定されていない。それは、状況如何を問わず特定の物品を、決められた方法通りに運用することなのである。次節では、「近代化」の必需品である「成績ノート(Cahier de suivi)」という物品を事例として、その導入と運用状況について、具体的に見ていくこととしたい。

#### 2. 成績ノートの作成・複製・拡散

成績ノートの実物は、写真1、2、3に示した。ここで示した成績ノートは、マドラサSにおいて開校当初から、若干のアップデートを経て用いられてきたものである。マドラサSでは、生徒のクルアーン暗記の進捗管理と、家庭との情報共有のために、成績ノートを用いている。成績ノートには学校保管用と家庭保管用の2種類があり、使用法については、第3節と第4節において後述する。



写真1. マドラサSの成績ノート表紙(題字には「聖クルアーン暗記記録管理ノート(daftar mutāba'a ḥifẓ al-qur'ān al-karīm)」と書かれている)





写真 5. 複製された成績ノート②  
(題字は写真 1 と同様)



写真 6. 複製された成績ノート③  
(題字は写真 1 と同様)

「近代化」の必需品として相談会で紹介されていた成績ノートは、前章で見た定款の事例と同様に、コンピュータ上でほぼ同じ形式で複製され、依頼者たちに拡散されていることがわかった。もはやその形式の原型が何であったのかは判然としないが、少なくともマドラサ S、そして N センターをハブとする依頼者たちの「近代的」成績ノート群は、複数の機材やソフトウェアが介在する、テンプレート・ネットワークを形成しているのである。

### 3. 成績ノートの使用方法と その画一性

前節では、成績ノートの作成と拡散プロセスについて説明した。本節では、そうして拡散された成績ノートがいかに用い

られるかについて、相談会においてなされた会話を出発点として説明していきたい。まずは以下のやりとりを見てみよう。

M: また、生徒の成績を管理するノートというのがあります。生徒の成績ノートのうちには、暗記用のノートと、何がありますか? 復習(用)です。

I: はい、復習(用)。

M: もしその余裕があるのであれば、2つの(種類の)ノートを用意することができるでしょう。すなわち(その1つは)、学校用の成績ノートです。子どもたちはこれを学校においておき、家には持ち帰りません。子どもたちが学校に来たら、あなたは(子どもの)名前の確認をして、日付と(復習する)箇所を記入します。子どもが読誦をおこなったら、あなたはそれに評価をつけます。(しかし)ただちに、子どもは新しい(箇所の)暗記を始める、というわけではありません。そうではなく、子どもはまず少し前の箇所に戻って、復習をします。この復習のために、あなたは子どもたちに対して(クルアーンを)切り分けます。たとえば1ヒズブ<sup>21</sup>とかですね、これこれの章(スーラ)からこれこれの章まで、という感じで、復習の前に(これをおこないます)。そして子どもがこの復習をしたら、あなたはまた(それに対する)評価をします。これはどういうことでしょうか? このノートを子どもたちは学校においておき、(このノートを使って)暗記と復習をおこないます。これは何における復習ですか? 学校です。

I: 学校。

M: 続いて、子どもたちが帰宅したら、今度は第2のノートがあります。そうです、家庭(学習)用のノートです。ここに日付を記入し、(学習)箇所を記入します。ここでは、ある子どもが(クルアーンの)1ページ分を覚えたという想定をします。このときその子どもはその場(学校)で復習をします。今度は、あなたはその子どもを呼び、新たな学習箇所を指定します。そうですね?そして、あなたが(新しい学習箇所)を追加し、それについて子どもに説明したら、家庭での学習は2回にわたっておこないます。(まずは)新しい暗記箇所、新しい暗記箇所です。その(新しい暗記)箇所を(ここに)書きます。

(丸括弧内は筆者による補足)

21 クルアーンを30等分した1つの部分をジュズウ(juz')と呼び、ジュズウをさらに2等分したものをヒズブ(hizb)と呼ぶ(大塚ほか(編)2002:481)。

以上のやりとりにおいては、成績ノートの使い方がきわめて具体的に説明されている。このやりとりを含む相談会では、時折 I 氏の相づちが見られるものの、基本的に I 氏は M 氏の説明に対して一切意見を求められることはなく、M 氏が説明するように成績ノートを使うことのみが求められ続けた。そして、筆者がマドラサ S でしばしば観察してきたのは、まさにここで M 氏によって説明されている使い方、成績ノートが用いられる様子であった。つまり I 氏は、マドラサ S における成績ノートの使い方を、そのまま自身の学校に導入することを求められているのである。

相談会から 2 か月ほど経ち、実際にこの成績ノートが I 氏の学校に搬入されて以降しばらくして、成績ノートの使い方について、M 氏に I 氏から相談の電話がかかってきた。その電話でなされたやりとりの詳しい内容について筆者が知ることはできなかったが、M 氏の説明によれば、I 氏から成績ノートの使い方の細部について細々とした問い合わせがあったとのことであった。M 氏の見解では、I 氏は未だ M 氏が説明した成績ノートの使い方をよく飲み込めておらず、「誤った」使い方をしていたため、再度指導したとのことである(残念ながら「誤り」の詳細は不明)。若干 I 氏を嘲るような口調で述べられたこの M 氏の見解は、相談会の場面で見てきた「近代化」の具体的な手続きの羅列が、そこからの違反の可能性を持つという点で規範的であることを傍証的に示していると言えるだろう。M 氏らマドラサ S および N センターの関係者たちは、自身の開発した成績ノート等の教材や Web アプリケーションのような道具と、それらの使い方の「近代性」を誇るような語り方をしばしばする。彼らから見ると、I 氏はまだその「正しい」使い方を身に付けていないというまさにそのことにおいて／として、「伝統的」な状態を抜け出せていないのであった。

## 4. 成績ノートの実際の使用法

### —マドラサ S の事例

マドラサ S において、実際に成績ノートが使用される手順について説明しておこう。先述したように、マドラサ S には授業の時間割があり、アダブやアラビア語等の様々な教科がある。成績ノートが使用されるのは、そのうちのクルアーン読誦の時間である。

クルアーン読誦の時間は、集団での自主練習と個別での指導の大きく 2 つに分けられる。1 クラスにつき、おおよそ 20 名前後の生徒がいるが、基本的には生徒たちは印刷された

クルアーンを見ながら、あるいは何も見ずに、各々の学習箇所を大声で読み上げ続ける。授業時間中の大半は、生徒は周りの生徒たちとともに、ひたすらクルアーンを読んでいることになる。その途中、教師は生徒を 1 人ずつ呼び出して、成績ノートを片手に 1 対 1 で生徒の読誦を評価していく。教師が合格と判断した場合、次の生徒が指名され、同様のことを繰り返していく。不合格と判断された生徒については、全ての生徒の順番が一巡したのち、再度呼び出されて教師の評価を受けることになる。これは復習の場合である。

新しい学習範囲に進む場合は、若干やり方が異なる。まずは教師が生徒に対して手本を示し、生徒は集団で自主練習に励む。一通り練習ができたと判断した教師は、復習の場合と同様に生徒を 1 人ずつ呼び出して、読誦を評価する。

なお、生徒の読誦が合格か不合格かという判断は、3 項目 20 点満点(表 3)で評価され、10 点以上であった場合に、その読誦は合格とされる。成績ノートには、M 氏が説明していた通り、まず日付と学習箇所が書き込まれ、その隣に点数評価が書き込まれるようになっている。また、新規の学習用と復習用とで記入欄が分けられており、それぞれの場合に応じて書き分けられる。復習の場合には、点数を記入しないこともしばしばである。点数の記入欄は 1 ページに 6 回分が用意されており、ページごとに教師の全体的所見を記す欄が設けられている。出来が良い場合や、逆にあまり芳しくない場合、この所見欄に「とても進歩しています! (Très bonne évolution!)」や「いまひとつ(Médiocre)」等と書かれることになる。

表 3. マドラサ S のクルアーン評価基準

基準	減点項目
暗記 (hifz) (12 点満点)	教師がヒントを出す→-2 点、短い沈黙→-1 点
朗唱法 (tajwid) (5 点満点)	発音間違い→-0.5 点、接続の誤りなど→-0.5 点
表現 (adā') (3 点満点)	服装の正しさ→+2 点、声の美しさ→+1 点

家庭用の成績ノートについては、実際に使用されている場面を観察することができなかった。記入済みのノートを見てわかることを説明しておく、基本的な構成は学校用の成績ノートと変わらない。違いは、読誦した回数を記入する欄があることと、評価が点数ではなく 3 段階評価(達成、未達成、不完全)になっていることである。保護者が各々の基準による評価を記入のうえ署名し、それを生徒が時折学校に持参することになる。

ここまで説明した授業の方法は、成績ノートの使用有無を除けば、いわゆる「伝統的」クルアーン学校で見られる授業風景と大きく変わることはない。強いて言えば、違いは、教

師の自宅や路上等ではなく、学校の教室と黒板が使用されていて、生徒たちが椅子に着席していることくらいである<sup>22</sup>。マドラサ S でも「伝統的」学校でも、生徒たちは基本的に終始自主練習に励み、しばしば教師に呼び出されたり、あるいは自発的に教師のもとに赴いて、自身の読誦について評価をしてもらう(Moore 2006)。たしかにマドラサ S には鞭を振るって規律維持に努める監視役の生徒はいないが、教師や警備役による体罰はしばしばおこなわれており、この点にも大きな違いはない。

とはいえ、成績ノートがもたらす影響が全く無いと述べるわけにはいかないだろう。「伝統的」学校では、読誦の評価はそれほど明示的になされず、評価が記録されることもないが、マドラサ S においては決められた採点基準で点数が明確に評価・記録されていく。マドラサ S では学期ごとの成績を集計した通知表が配られるが、クラーン読誦だけは点数が2倍されるようになっているため、生徒間で特に大きな差がつく要因になっている。「伝統的」クラーン学校とは異なり学年制が導入されているマドラサ S では、あまりにも成績が悪いと、当然ながら次のレベルに進級することはできなくなる。

要するに、成績ノートは特に授業の形式そのものに目に見えて影響することはほとんどないが、評価を数値化し記録する点で、クラーン学習の結果を継続的に確認でき、それゆえに生徒の序列化を容易にするようなものとして、クラーン学習という実践を大きく変質させる働きをしていると言える。

これまでの調査では、実際にこの成績ノートを導入した I 氏のクラーン学校が、どのように成績ノートを用いているかを観察することはできていない。したがって単なる憶測になってしまうのだが、成績ノートを導入して久しいマドラサ S においてすら、授業の表面的な形式そのものは「伝統的」学校のそれと大差がないことを考えると、I 氏の学校においても成績ノートが何らかの授業形態における革新を生み出している可能性は低いと思われる。いずれにせよ重要なのは、成績ノートを導入することが授業の全体的な形式そのものに大きな革新をもたらさるかどうかがというのはいさほど問題ではなく、むしろそれを決まったやり方で導入し使用することそのものに、意義が見出されているということである。

## 5. 小括

### ——教材のテンプレート・ネットワークにおける／としての学校改革において／として達成される「近代化」

本章では、相談会の内容の多くを、具体的な物品の導入についての説明が占めていることに注目し、成績ノートを事例として、その作成・拡散・使用プロセスを検討してきた。その結果わかったのは、成績ノートはコンピュータ上で作成・複製された画像データを、コピー屋にて印刷・製本することで作られているということである。新規に成績ノートが作成される際には、既存の成績ノートの表紙ロゴと学校名をわずかに修正するだけで、ほぼそのまま複製していることもわかった。このように作成された成績ノートは、知人や業者の手によってカメルーン各地に運ばれ、導入される。導入に際しては、N センターの指定する方法、すなわちマドラサ S で運用されている方法にしたがって、導入しなければならないとされている。

上記の事例は、成績ノートにのみ限定されるものではない。出席カード、生徒登録台帳、ロゴ、スタンプといった、学校で用いられる様々な道具やモノが、ほぼ同様の形式で複製され、各地の学校に導入されている。このように、N センターおよびマドラサ S を中心とした「近代的」クラーン学校群においては、同じ規格の教材類がパッケージとして、同じ方法によって運用されることになっている。無論、常に全く同じ方法で運用されているわけではないかもしれない。しかし、運用方法におけるどのような柔軟な修正が見られるにせよ、それは必ず規格による制限のもとにある。

とはいえ、そもそもマドラサ S の授業形態が、一見すると「伝統的」学校のそれとほとんど変わらないことを考えると、教材の導入先である新しい「近代化」した学校においても、表面的な授業形態の大きな変化を生み出してはいない可能性が高い。実際に、評価の数値化や生徒の序列化がどのような効果を持ちうるかは、別に検討すべき課題であるが、いずれにせよ重要視されているのは、あくまで同じ方法で同じ教材を導入すること、これ自体であり、それが及ぼす効果等ではないように思われる。

22 教室や黒板が使用されているということこそ、「近代的」イスラーム教育の1つの重要な特徴とみなされてきたが(Launay 2016)、マドラサ S においてもそれは同様である。しかし「近代化」を推進する場面において、こうした物品の導入による変化やメリットが特段注目されることはなく、それらを導入することだけがただ重要視されているということは、改めて強調されるべきだろう。とはいえ、マドラサ S の時間・空間設計が、例えばエジプトにおける新たな規律訓練の場となった、ランカスター式学校の場合と類似した点を多く持っている等(ミッチェル 2014)、実際にマドラサ S でおこなわれている教示の実態については考究すべき点が多く存在することも事実である。教示の仕方と使用されるモノとの関係については、今後も詳細な検討が必要な課題と言える。

相談会の多くの時間が、このような教材や物品の導入という具体的な話に終始したということはすでに何度も述べた。したがって、同規格・同方法による教材の導入・運用というものが、「近代化」の主要な構成部分であることは疑いようがない。このことを言い換えるなら、「近代化」とは、教材同士が1つの規格のもとで複製され、相互に相互をテンプレートとする関係を作り出すことによって達成されるということになる。逆に言えば、「近代化」されることによって教材のテンプレート・ネットワークはまさにそれとしてありうるということにもなるだろう。そしてその教材のテンプレート・ネットワークは、授業形態に少なくとも表面的には変化を及ぼすことはない。極論すれば、教材を導入することのメリットは、教授法の革新として目に見えるものではない。したがって、教材の導入はその効果によって動機づけられるとは考えづらい。むしろ、教材テンプレート・ネットワークに連なろうとすること、これのみが、そのネットワークの広がりを説明できる要因であると言える。

## V 考察と結論

### ——モノの複製と拡散という社会的文脈における／としての「近代化」

#### 1. 文書の「コピペ」ネットワークにおいて／として現実化する世俗国家体制

第3章で見たように、「近代化」の第1条件である手続きとは、アソシエーションの設立と認可による法人格の取得であった。そして定款を例に明らかにしたように、その手続きは、「コピペ」という手段を介して相互反映的な文書のネットワークに参加することであることがわかった。このとき、カメルーンにおけるイスラーム教育の「近代化」の普遍的な背景となっている、世俗国家体制とは、文書のネットワークが作り出されていくことにおいて／として、現実化していると言えるのではないだろうか。

本論で検討した「自由法」は、カメルーンの世俗国家体制の核となる法律として、これまで論じられてきた。とすれば、この体制のもとで「近代化」するとはいかなることかを考えることは、事実上この「自由法」と「近代化」の関係を問うことに他ならない。しかし、法律と実践の関係を問うというのは、雲を

つかむような話にもなりかねない。なぜなら、ある人の行為にある法律が効いていると述べるのが可能になるのは、単に法律の存在とその行為の存在とを独立に述べることによってではないからだ。このような法律（ないし規範）と行為の関係性についての本論の立場は、すでに序において述べた。このことは、「自由法」、ひいては世俗国家体制というものについても同様である。

したがって、「自由法」のような世俗国家の一要素について考えるときには、様々にその法律や体制が実際に人びとの実践のなかに観察可能になっているということに立脚していなければならない。本論で示してきた、アソシエーション作りの実践とは、まさにこうした法律や体制が現実化している実践と見ることができる。

アソシエーション作りの実践とはつまるところ、既存の書類を「コピペ」しながら自身の申請書類を作成していくことであり、それは「コピペ」で取り結ばれる書類のテンプレート・ネットワークを作り出していくことに他ならない。だとすれば、現代カメルーンにおいて「自由法」が現実にあるということは、文書の「コピペ」のネットワークにおいて／として可能になっていると言えるのである。

#### 2. 非表象的で収束的なネットワークにおける／としての「言説的伝統」の社会的構成

第3章と第4章で見たような、マドラサSとNセンターからつながる、定款や教材といったモノのネットワークというものは、非表象的なネットワークであると言える。非表象的であるというのはどういうことかという、その背後にあると想定されるような、何らかの「近代化」の理念型や理論、そして当事者の個別の状況を表象するようなものではない、ということである。言い換えれば、このネットワークに接続しているということそのものが、マドラサSとNセンターを中心に広がるイスラーム教育の「近代化」なのであり、また同時に「近代化」されているという理解によってこのネットワークはネットワークたりえている、ということでもある。それは、本論の事例において、当事者の作り出す文書や教材のネットワークがそのような性質を持っていたということと、そのネットワークの構成において、何らかの抽象的な理念や理論が全く関連性を持たなかったという事実に基づいている。

他方で、このテンプレートのネットワークは、知人同士の私的なネットワークと重なりあう、二重のネットワークであるということも指摘した。ライルズがファイジーのNGOや国際団体のネッ

トワーキング活動を対象とした民族誌にて同様の指摘をしているように(Riles 2000)、Nセンターを1つの結節点とするテンプレートのネットワークは、知人同士のネットワークと二重化することによって、拡散するよりはむしろ収束する志向性を持っていると言えるだろう。たしかに、Nセンターの事例から見えることをそのままカメルーン全体の状況に一般化して当てはめることは不可能だが、クルアーン学校の「近代化」においてアソシエーションの設立が必要不可欠であるという条件が、文書のテンプレートのネットワークと知人同士のネットワークとが二重化する契機となっており、したがってこのような事態が各地で起こっている可能性を否定することはできない。では、この可能性を指摘することはどういう意味を持っているのだろうか。このことを説明するために、まずは近代性と通常結びついていると考えられる、モノや情報の複製可能性や拡散可能性に注目してみよう。

マドラサSとNセンターの関係者たちが作り出すネットワークには、様々な機器やソフトウェアが媒介物として存在していた。例えば、コンピュータ、プリンタ、複合機、スマートフォン、文書作成用ソフトウェア、WhatsAppのようなSNS、運送業者や教師らが用いる自動車やバイク、といったものである。これらのモノは、通常、何かを複製したり拡散していく方向で働くと考えられがちではないだろうか。この考えにしたがうなら、これまで西アフリカのムスリムたちによるメディア利用に注目し、ムスリムが自身の言説を拡散して公共空間における影響力を増大してきたことを明らかにした諸研究(例えばSchulz 2012)と、本論の事例とが合致するものと言えるかもしれない。要するに、メディアを含めたモノの拡散的性質に注目した、研究の方向性である。

しかしこれらの研究とは正反対の方向性を示す興味深い研究として、カメルーン南部のイスラーム史研究を専門とする、スレイマンの研究(Souleymane 2013)を紹介しておきたい。彼は研究者であると同時に、大学生の頃から有力なムスリム・アソシエーションの幹部として、ムスリムの権利拡大や、イスラームの教えを平易に伝える啓蒙活動をおこなってきた人物でもある(Adama 2007)。現在でも、ヤウンデ市内にラジオ局を所有し、各種現地語の番組も含む、様々なイスラーム関連番組を放送し、一般ムスリムの啓蒙活動を進めている<sup>23</sup>。彼は、ヤウンデ第一大学にて歴史学の博士号を取得し、ヤウンデ第二大学においてメディア学の修士号も取得している。彼の修士論文は、テレビで放送されているあるイスラーム関

連番組を対象として、その視聴率等のアンケート調査を中心に、実際にそれらの番組がどれほどの人に影響しているのかについて、反省的に検討したものであった。それによれば、実際にはほとんどの調査対象者がそれらの番組を視聴しておらず、かつ内容についてもほとんど関心を持っていなかったという(Souleymane 2013)。この調査が端的に明らかにしたのは、メディアの力によって何らかの言説が拡散されていたとしても、それが全く視聴されていなければそれを拡散と呼ぶことはできない、という冷徹な事実であった。これと関連するのは、ザッパによる、マリ首都バマコにあるイスラーム書店についての記述である(Zappa 2015)。この記述には、書店に毎日来ているにも関わらず、一切そこに置かれている書物については買ったことも読んだこともなく、したがってそもそもそこでどんな書物が売られているかについて、興味も知識もないという人物のエピソードがある(Zappa 2015: 43-44)。これらの事例が示唆しているのは、単にメディアを介して何らかの言説が拡散されているということのみ注目しては不十分であり、むしろそれが実際にはどれほど収束しているのかについても注目しなければならないということだろう。

本論の事例は、機器や文書の織りなすネットワークが、知人同士のネットワークと二重化することによって、むしろ拡散すると同時に収束的な方向に働いていることをわかりやすく示した例であると言える。要は、コンピュータ等の機器そのものにはたしかに何らかのモノを拡散する性質があるが、畢竟それらは人によって用いられることによってはじめて現実化するのであって、用いる人びとの関係性が閉じられている限り、有限的な拡散にしかなりえない。ただし同時に、収束しない(誰も聞いたり読んだりしていない)場合には逆に、それを拡散と呼ぶこともできない。したがって、1組の「近代化」パッケージが何らかの規範的影響力を持ち、言説的伝統を構成するための重要な要件として、収束的に作用する私的な知人同士のつながりというのは当然無視できないのである。このように考えたときに、本論で示してきた教材や物品のネットワークを作り出す過程というのは、知人同士のネットワークと二重化するなかで、1つの言説的伝統を、「ローカル」=社会的に構成していく過程であったと言えるのではないだろうか。

### 3. 結び

ここまで、カメルーンのヤウンデにおける、クルアーン学校の

23 同時に、著作による啓蒙活動もおこなっている(Souleymane 2012, 2016)。

「近代化」実践について、それが「コピペ」という手段によって、文書や物品のネットワークを、知人間ネットワークと二重化させることで、1つの言説的伝統を作り出していく過程であるとして、描き出してきた。このような本論の最終的な目的は、「近代化」の方法を具体的に教示する記述となることである。要するに読者が、すぐにもカメルーンにおいて、クルアーン学校の教師たちと協働して「近代化」を始めることができるような記述を目指してきた。そしてそのような記述は、マクロかミクロかを問わず何らかの社会的変化が起きたときに、それがクルアーン学校の「近代化」という言説的伝統に対してどのような影響をもたらしうるのかを、各々のクルアーン学校運営者たちの具体的な振る舞いの水準において明らかにしていくための、基盤となりうるものと考えている。果たして本論が、この目標を達成できているのか、それを読者の方々の判断に委ねつつ、結びとすることとしたい。

## 参考文献

(日本語文献)

大塚 和夫・小杉 泰・小松 久男・東長 靖・羽田 正・山内 昌之(編)

2002 『岩波 イスラーム辞典』岩波書店。

戸田山 和久

1994 「ワイトゲンシュタイン的科学論」『岩波講座現代思想 10 科学論』新田義弘、丸山圭三郎、子安宣邦、三島憲一、丸山高司、佐々木力、村田純一、野家啓一(編)、pp. 139-170、岩波書店。

中尾 世治

2016 「解説」『ムスリム文化連合ヴォルタ支部史料集』I. K. マガネ(著)、田中樹、清水貴夫、遠藤仁(監修)、中尾世治(訳)、pp. 119-184、総合地球環境学研究所。

西阪 仰

1997 『相互行為分析という視点——文化と心の社会学的記述』金子書房。

前田 泰樹・水川 喜文・岡田 光弘(編)

2007 『ワードマップ エスノメソドロジー——人びとの実践から学ぶ』新曜社。

ミッチェル、ティモシー

2014 『エジプトを植民地化する——博覧会世界と規律訓練的権力』大塚和夫、赤堀雅幸(訳)、法

政大学出版局。

リンチ、マイケル

2012 『エスノメソドロジーと科学実践の社会学』水川喜文、中村和生(監訳)、勁草書房。

(外国語文献)

Adama, Hamadou

1999 L'enseignement privé islamique dans le Nord-Cameroun, *Islam et société au sud du Sahara* 13: 7-39.

2005 Islam and the State in Cameroon: Between Tension and Accommodation. In *Local Practices, Global Controversies: Islam in Sub-Saharan African Contexts*. Kamari Maxine Clarke (ed.), pp. 45-68. MacMillan Center for International and Area Studies.

2007 Islamic Associations in Cameroon: Between the Umma and the State. In *Islam and Muslim Politics in Africa*. Benjamin Soares and René Otayek (eds.), pp. 227-241. Palgrave Macmillan.

Aliyu, Sakariyau Alabi

2019 The Modernisation of Islamic Education in Ilorin: A Study of the Adabiyya and Markaziyya Educational Systems, *Islamic Africa* 10: 75-97.

Asad, Talal

1986 *The Idea of an Anthropology of Islam*. Center for Contemporary Arab Studies, Georgetown University.

2015 Thinking About Tradition, Religion, and Politics in Egypt Today, *Critical Inquiry* 42: 166-214.

2018 *Secular Translations: Nation-State, Modern Self, and Calculative Reason*. Columbia University Press.

Boyle, Helen

2004 *Quranic Schools: Agents of Preservation and Change*. Routledge.

Brenner, Louis

2001 *Controlling Knowledge: Religion, Power, and Schooling in a West African Muslim Society*. Indiana University Press.

Christelow, Allan

2000 Islamic Law in Africa. In *The History of*

- Islam in Africa*. Nehemia Levtzion and Randall Pouwels (eds.), pp. 373-396. Ohio University Press.
- Dupret, Baudouin  
2011 *Practices of Truth: An Ethnomethodological Inquiry into Arab Contexts*. John Benjamins.
- Eickelman, Dale  
1978 The Art of Memory: Islamic Education and Its Social Reproduction, *Comparative Studies in Society and History* 20(4): 485-516.
- Fombad, Charles Manga  
2013 State, Religion, and Law in Cameroon: Regulatory Control, Tension, and Accommodation, *Journal of Church and State* 57(1): 18-43.
- Genest, Serge and Santerre, Renaud  
1974 L'école franco-arabe au Nord-Cameroun, *Canadian Journal of African Studies / Revue Canadienne Des Études Africaines* 8(3): 589-605.
- Kobo, Ousman Murzik  
2012 *Unveiling Modernity in Twentieth-Century West African Islamic Reforms*. Brill.
- Launay, Robert (ed.)  
2016 *Islamic Education in Africa: Writing Boards and Blackboards*. Indiana University Press.
- Momo, Bernard  
1999 La laïcité de l'État dans l'espace camerounais, *Les Cahiers de droit* 40(4): 821-847.
- Moore, Leslie  
2006 Learning by Heart in Qur'anic and Public Schools in Northern Cameroon, *Social Analysis: The International Journal of Anthropology* 50(3): 109-126.  
2008 Body, Text, and Talk in Maroua Fulbe Qur'anic Schooling, *Text & Talk* 28(5): 643-665.  
2010 Learning in Schools. In *The Anthropology of Learning in Childhood*. David Lancy, John Bock, and Suzanne Gaskins (eds.), pp. 207-232. Rowman & Littlefield.
- 2013 Qur'anic School Sermons as a Site for Sacred and Second Language Socialisation, *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 34(5): 445-458.
- Nolte, Insa  
2019 Introduction: Learning to be Muslim in West Africa. Islamic Engagements with Diversity and Difference, *Islamic Africa* 10(1-2): 11-25.
- Riles, Annelise  
2000 *The Network Inside Out*. The University of Michigan Press.
- Santerre, Renaud  
1973 *Pédagogie musulmane d'Afrique noire*. Les presses de l'Université de Montréal.
- Schielke, Samuli and Debevec, Liza  
2012 Introduction. In *Ordinary Lives and Grand Schemes: An Anthropology of Everyday Religion*. Samuli Schielke and Liza Debevec (eds.), pp. 1-16. Berghahn Books.
- Schulz, Dorothea  
2012 *Muslims and New Media in West Africa: Pathways to God*. Indiana University Press.
- Seesemann, Rüdiger  
2015 Embodied Knowledge and The Walking Qur'an: Lessons for the Study of Islam and Africa, *Journal of African Religions* 3(2): 201-209.
- Souleymane  
2012 *Le raccourci du paradis: Les bonnes œuvres grandioses*. Editions Hikmah.  
2013 *Religion et télévision: Etude de l'audience de l'émission "Connaissance de l'Islam" sur la CRTV-Télé au quartier Briqueterie à Yaoundé*. Mémoire de Master II, Université de Yaoundé II-Soa.  
2016 *Les musulmans du Cameroun disent non à Boko Haram et au Terrorisme*. Editions Hikmah.  
2017 *Les associations islamiques au Cameroun: Entre prosélytisme et développement(1963-2016)*. L'Harmattan.

Tchapnga, Célestin Keutcha

2013 *Le régime juridique des associations: En droit public camerounais*. L'Harmattan Cameroun.

Ware, Rudolph

2014 *The Walking Qur'an: Islamic Education, Embodied Knowledge, and History in West Africa*. The University of North Carolina Press.

Zappa, Francesco

2015 Between Standardization and Pluralism: The Islamic Printing Market and Its Social Spaces in Bamako, Mali. In *New Media and Religious Transformations in Africa*. Rosalind Hackett and Benjamin Soares (eds.), pp. 39-62. Indiana University Press.

# Copy-pasting Qur'anic Schools: The Social Construction of a Discursive Tradition under the Secular State System of Cameroon

Sohta HIRAYAMA\*

By describing the practice of the “modernization” of Islamic education in Yaoundé, the capital city of Cameroon, this paper demonstrates not only how the secular state system of Cameroon has been locally achieved, but also how an Islamic discursive tradition has been socially constructed. Previous studies on the “modernization” of Islamic education in West Africa have focused on the social context in which the practices of “modernization” are embedded. However, the social context has been assumed by researchers independently of the logic of those practices. In response, this paper regards the social context as the achievement has occurred through the “local organization” of “modernization” practices. From this viewpoint, we examine the process of the establishment of associations by Qur'anic teachers, which is the first condition for realizing the “modernization” in Cameroon, and show that the documents necessary for that process are created by copying (“Copy & Paste”) using various devices and disseminated among acquaintances. In addition, it will be described that teaching materials and documents already used in “modern” Qur'anic schools have also been created and disseminated by copying them using the same equipment. These observations indicate that the legislation regulating the freedom of religion, as a social context, has become a reality in the organization of such networks of documents and goods through “Copy & Paste” and that, by layering such network on a network of acquaintances, “modern” Islamic education has been socially constructed as a discursive tradition.

## **Keywords:**

Qur'anic School, Modernization, Secular state, Discursive tradition, Anthropology of Islam